毎週火・金曜日発行

報



9	利	H	肾 公	幸
	目	次		ペー
示				
风十五年度網	风十五年度調理師試験の実施 (三九二・健康対策課)	施 (三九二・	健康対策課)	
^規 模小売店は	師の変更に関しば	述べた意見へ	^{規模小売店舗の変更に関し述べた意見(三九三・商工業振興課)}	***

田県規則第三十四号)第二条第一項の規定に基づき、 公告する。

日時

(=)

場所

平成十五年八月二十七日 (水)午後一時三十分から午後三時三十分まで

建築基準法による道路位置の指定 (三九五・山本地域振興局建設部).........2 都市計画の変更による送付図書の縦覧 (三九四・都市計画課)..........

土地改良区の定款変更の認可 (由利地域振興局農林部)..... 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 (由利地域振興局農林部) 3 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 (北秋田地域振興局農林部) 3 4

秋

特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (管財課).....

告

示

秋田県告示第三百九十二号

とおり平成十五年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則 (昭和三十四年秋 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条の二第一項の規定により、 次の

平成十五年五月二十日

秋田県知事 寺

田

典

城

日(金)までの午前九時から午後五時まで

場 所

試験の日時及び場所

(2(1) 秋田市山王四丁目 秋田市山王四丁目 番一号 番 믁 秋田県議会棟 大会議室 秋田県庁 正庁

((3 秋田市山王三丁目 番 二号 秋田県庁第二庁舎 大会議室

大会議室

秋田市山王四丁目二番三号 秋田県市町村会館

試験科目

食文化概論、 衛生法規、 公衆衛生学、 栄養学、 食品学、 食品衛生学及び調理理論

Ξ 受験資格 平成十五年度調理師試験実施要領において定める。

受験申し込みに必要な書類

受験願書 二通

ジ

添付書類

調理業務従事証明書

(2) 卒業 (修了)証明書又は卒業証書の写し 二通

卒業 (修了) 証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄

本を二通添付すること。

2

2

(3) 写真

受験願書提出前六月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦六センチメ

(4) 封筒 二通 (受験票及び試験結果を封書で送付するため) トル横四センチメートルのもの一枚

を明記すること。住所が勤務先の場合は、 封筒は、他の受験書類と共に配布する。 勤務先の名称も付記すること。 封筒には、郵便番号、 住所及び氏名

五 受験願書用紙の配布

期間及び時間

: : : 4

一日 (金) までの午前九時から午後五時まで 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十五年六月十六日(月)から同年七月十

場 所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部 (保健所)、秋田市保健所

六 受験願書の受付

期間及び時間 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十五年七月一日(火)から同年七月十一

福祉環境部 (保健所。秋田市保健所は除く) とする。なお、原則として郵送によ 保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあっては、秋田県内の地域振興局 住所地を所管する地域振興局福祉環境部(保健所)。秋田市の居住者は秋田市

七 受験手数料 る提出は認めない。

納入方法 六千百円

受験願書を提出する際、 秋田県証紙により納付すること

八 合格者の発表

受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、ホームページ「健康秋田情報ネツ 上」http://www.pref.akita.jp/eisei/inde 境部(保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、 × . h t m l でも合格者受験番号を掲載する。 平成十五年九月十日(水)午前九時に秋田県庁前公告板及び各地域振興局福祉環

開示請求の受付

開示内容 科目別得点及び総合得点

期間及び時間

(木) までの午前九時から午後五時まで 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十五年九月十日(水)から同年十月九日

田

秋田県健康福祉部健康対策課

+試験についての問い合わせ先

秋

秋田県健康福祉部健康対策課 (電話〇一八 八六〇 一四二八) 又は最寄りの地

域振興局福祉環境部 (保健所) 、秋田市保健所

秋田県告示第三百九十三号

規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ を縦覧に供する。 いての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により、大

平成十五年五月二十日

大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県知事 寺 田 典 城

横手サティ

横手市安田字向田百九十七外

県の意見

意見なし

Ξ 意見を述べた日

関係書類の縦覧場所及び期間 平成十五年五月十二日

縦覧場所

横手市役所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 商業観光課

縦覧期間

平成十五年五月二十日から同年六月二十日まで

秋田県告示第三百九十四号

都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、 二十条第一項の規定により、男鹿市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、 次のとおり公告する。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第

平成十五年五月二十日

縦覧に供すべき図書

男鹿都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書

秋田県知事

寺

田

典

城

縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百九十五号

四十号)第十条の規定に基づき、公告する。 路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道

平成十五年五月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

請者の住所及び氏 名

申

道路 の 位 置の指定 筃 所

道

路 の 延 長

道 路 の 幅

員

指 定 年 月 日

			, ,		-(/	•									17.			•		-17								2,2 3
										_											_			て	₹秋			
"""七十	""字今泉八十六番地	"""字大堤岱十二番地五	""字上悪戸四十二番地三	"""字大堤岱十四番地三	"""字根立場四十五番地	"""字今泉百三十七番地	"""字根立場二	"""五十番地	北秋田郡鷹巣町今泉字今泉九十一番地	就任理事の住所及び氏名	"""字上野二番地一	"""字根立場二	"""字大堤岱十四番地三	"""八十	" " " 九十	"""七十	"""字今泉五十番地	"""字上悪戸四十二番地三	""字今泉百三十七番地二	北秋田郡鷹巣町今泉字大堤岱十二番地五	退任理事の住所及び氏名		平成十五年五月二十日	同条第十七項の規定に基づき、		土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	公	理事 山 崎 京 子特定非営利活動法人 結いの里 山本郡二ツ井町種字萩の台百七十八番地
七十六番地	六番地	二番地五	十二番地三	四番地三	十五番地	十七番地二	字根立場二番地百七十八	番地	一番地一		地一	字根立場二番地百六十三	四番地三	八十六番地	九十一番地一	七十六番地	番地	十二番地三	十七番地二	二番地五		秋田県知事 寺		公告する。	(のとおり役員の退任及び就任の	百九十五号)第十八条第十六項の	告	京・子・内・一人番地・山本郡二ツ井町種字萩ノ台百九十四番の十八番地・
成	成田	仲公			成	_	丹	成皿	簾中		簾中	松	成 m	_	簾中			仲	松	仲公		田			届出が	規定		が と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
哲	田岩	谷末	村弘	田由	田徳	尚 公	寛	田金	内孝		内	井忠	田由	田岩	孝	田哲	田金	村弘	岡公	谷末		典	,		かあっ	により		百 九 士
美	直	知	文	美	男	憲	美	正	孝太郎		勲	治	美	直	太	美	正	文	憲	知		城	į		たの	北		_ 四 番
																												<u>の</u>
,,	"	"	"	"	由	记		亚	第十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	利郡	 士	- - 1	南秋田	退任理		互	元 に 主		日 川 占 IT ti	E ዜ		,,	<i>"</i>	Hr.	四就	,, ,,	三北退	四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
,,	"	"	"	"	由利郡大内	退任理事の		平成十五年	七項の規定	利郡大内町土地	土地改良法		南秋田郡飯田川	退任理事の住所)	力士	気に基づき) - ; ; ; ;	丁上也 女良	女是	ı			北秋田郡鷹	就任監事の		北秋田郡鷹・退任監事の	四十三・二三メ
,,	,,		"	"				4 五	一次定に			.			<u>.</u>	年王	1 E 2 I 4	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	₹ ~		,	"				" "		I
岩谷町字十二柳六番地の一	大谷字栗沢八十二番地	米坂字家ノ前二十番地	深沢字神野百七十番地の一	中舘字中屋三百六十六番地の一	町牛寺字境目百五十七番地	住所及び氏名		五月二十日	に基づき、公	良区から次	和二十匹年		町下虻川字釈迦前三十四番地五	及び氏名		平成十五年五月二十日		5 2	区から欠の上おり殳員の艮王の冨出があったので、昭利二十四年沒得第百十十五号)第十八条第十八五			" 字: 上:	" 字 大	巢町今泉字大堤下七番地四	住所及び氏名	" " 字 字 今	泉び	⊢
加六	八十二	前十	百七十	三百六	百五十				公告する。	のとお	法律第		迦前三					ā 1 1	おうる	去 聿 官	里	字上抒二番也一	字大堤脇十二番地三	堤下七		字今泉七十七番地二字大埙脇十二番地三	^提 堤 3 下 - 七	六・〇〇メートル
番地の	番地	番地	番地の	十六乘	七番地				-0	り役員	百九十	i	十四平						員が見た	i l	<u>f</u>	也	番	番地皿		七番番	番地	×
_			<u> </u>	留地の 一	地					貝の退任	五号)		地 五					1 化 加	区王のヨ				坦三	Щ		型 型 二 三	<u> </u>	トル
										及び	第十	-			秋	(1	出うがった	育 - 								
							秋			就	<i>,</i> /\	\				1			つう	Z								
							秋田県知			就任の届	八条第十	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			世 県 知	į		1	こうり	育 ト								平 成 十
							秋田県知事 き			就任の届出があ	八条第十六項の				秋田県知事 き				7	第十六頁の								平成十五年
伊	深	東海:	畠 -	齊	小		秋田県知事 寺 田			就任の届出があった	ハ条第十六項の規定		佐		世界知事 寺 田	≣			7	第十六頁の見宣				簾		成司		平成十五年五月十
藤	深井	東海林 金	Щ	藤	林		寺田典			改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、	עי		藤		寺田典	= 			7	育ト〜頁の見定こより			田	内		田田	内	平成十五年五月十二日
		東海林金次	山清				寺田			就任の届出があったので、同条	עי				寺田	= 			区から欠のとおう殳員の艮王の国出があっこので、司条第十七頁の見昭和二十四年沒得第百才十五年)第十八条第十元項の規定はより、創		 		田			田田	内	平成十五年五月十二日

就任理事の住所及び氏名 由利郡大内町深沢字申田八十五番地 由利郡大内町岩谷町字川端九十七番地 中俣字碇り二十二番地 中帳字戸沢百六十四番地 中田代字朴沢百九番地 平岫字上谷地百五十五番地 松本字道添八十七番地の 米坂字家ノ前二十番地 中俣字道ノ下二十二番地 中帳字戸沢百六十四番地 中田代字葭ヶ沢七十三番地 平岫字家ノ下十二番地 北福田字岩洞川原百十五番地の 三川字熊野田百十二番地 岩谷麓字中谷地百七十三番地 葛岡字里五十九番地 長坂字上長坂百六十三番地 加賀沢字加賀沢十七番地 大倉沢字沖田九十四番地 北福田字岩洞川原百十五番地の 三川字熊野田百十二番地 岩谷町字川端九十七番地 高尾字沢田七十八番地 新沢字下川原百九十番地 葛岡字土沢二十八番地 長坂字三嶽前二番地 及位字及位二百三番地 松本字野添八十九番地 加賀沢字加賀沢十七番地 徳沢字大平二十五番地 大倉沢字沖田九十四番地 字鳶ヶ台四十九番地の三 字家ノ上九十八番地の二 字後口開四十五番地 佐々木 佐々木 小 戸 正 佐 笠 堀 木 木 齊 加 大 遠 佐 佐 伊 藤 藤 友 藤 藤 木 藤 佐々木 小 戸 正 鈴 佐 伊 正 石 佐 安 原 堀 木 木 木 藤 木 井 藤 真 遠 岡遠 正 佐 細 堀 伊 伊 矢 Ш 藤 木 藤 藤 真 忠 和 九 Ξ 秀正浩 利 祐 悌 勇英 秀 正 浩 兵 金 昭 和 陸 源 郎 実 郎 光利春一郎紀一二男昇次昭 雄作 男智朗治二志人一紀一忠二 一男夫昇

> Ξ 退任監事の住所及び氏名 由利郡大内町中俣字鳶ヶ台四十九番地の三

由利郡大内町岩谷町字十二柳百十九番地 平岫字上谷地百五十五番地

中田代字朴沢百十番地

畠 佐 成

Ш

幸忠

万木

夫 利 毅

田

就任監事の住所及び氏名

" 由利郡大内町岩谷麓字中谷地百七十三番地 葛岡字町妻川原七番地

中田代字後口開四十五番地

佐々木 中

由利

石

村 井

勝綾

智男夫

四

たので、同条第三項の規定に基づき、公告する。 郡大内町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年五月八日認可し 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

平成十五年五月二十日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令 (昭

秋田県知事

寺

田

典

城

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年五月二十日 秋田県知事 寺 田 典 城

人札に付する事項

購入物品の名称及び数量

空港用高速スイーパ除雪車 (自走式)

台

購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十五年十月三十一日(金)

(四) 納入場所

秋田県空港管理事務所

八札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

齊

藤

光

雄

そ の 他

入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三八

兀 までの期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年五月二十日(火)から同年六月三十日(月) 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

入札執行の日時及び場所

平成十五年七月四日 (金)午前十一

入札保証金 秋田県庁地下一階管財課入札室

五

六 その他 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札の方法 見積もった契約希

入札の無効

秋

規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ により決定する。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

契約書作成の要否

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要資料等を提出すること。

詳細は、 入札説明書による。

七 概要

Summary

Nature and quantity Speed Airport Runway Sweeper of item ಠ be purchased: 1 Self-Propelled

Time-limit of tender: 11:00 A.M. 4 July , 2003

prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738 Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau 으

ページ 段 正 行 誤 誤

正

事の完了) 平成十四年十一月八日 (第七百五十九号) 掲載の秋田県告示 (開発行為に関する工

(原稿誤り)

兀

上 ら十七 後ろか 百八十九番一、三百九十番、 番一、三百八十八番一、三 能代市字松長布三百七十八 | 十九番一、三百九十番、 能代市字松長布三百八十七番 一、三百八十八番一、三百八

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

